

新宿御苑内におけるイベント等実施に係る留意事項

環境省新宿御苑管理事務所

令和 3 年 9 月 3 日作成

新宿御苑は都心に位置し、多くの来園者が利用する公共の庭園です。

イベント等*1 を行う際には、来園者、近隣住民、庭園維持管理に関わる関係者など、多くの方への影響が想定されます。また、動植物への影響も軽視できません。

これらを踏まえ、イベント等の開催方法、開催に伴う工作物等*2 の設置等にあたっては、来園者及び近隣住民へ影響や芝生や樹木への影響を軽減し、管理作業への支障を回避し、快適な利用環境を維持するため、次の留意事項を順守してください。

また、新宿御苑ではゼロカーボン、サーキュラーエコノミー等に向けた環境配慮施策に積極的に取り組んでいます。イベント等の実施者におかれましても同様に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、イベント等の実施状況によっては、必要に応じて環境省担当官が作業の中止や変更の指示をすることがあります。

* 1 : 開園時、閉園時、工作物の設置の有無、観客の有無を問わず、平時の庭園利用とは異なる利用形態をもたらす催し。

* 2 : 土地に固定するものに限らず、据え置くものも含む。

1. 使用可能エリア

- ・ イベント会場として使用できるのは、原則として風景式庭園及び整形式庭園並びにこれらを利用し事業を行うために必要な施設（各入園門や園路、トイレ等）とする。
- ・ 芝生部分への工作物の設置は原則認めない。ただし、留意事項を遵守できると管理事務所が認めた簡易テント等については除く。
- ・ ステージ等の工作物を設置する場合は、原則として整形式庭園の砂利エリアとする。
- ・ その他のエリア及び施設の使用を希望する場合は、管理事務所へ相談すること。

2. 使用期間及び時間

① 使用期間

- ・ イベント等開催日を含め、前後各 1 日を原則とする。

② 使用時間

- ・ 原則 8 時～21 時までとする。

3. 使用電力

- ・ 再生可能エネルギーを使用すること。
- ・ 使用できない合理的な理由が認められる場合は、グリーン電力証書発行システムを利用した電力購入

も可とする。

- ・発電機の使用は原則認めない。ただし、再生可能エネルギーを動力とする場合は除く。
- ・管理事務所契約の電力（再生可能エネルギー）について、小メーターを設置して使用することは可能。

電力料金はイベント等主催者の負担とする。

- ・大容量の電力利用については、管理事務所で設置した高圧電力設備も使用可能。ただし、イベント等主催者側で使用の際に契約を行い、設備開設に係る費用及び電力料金を負担すること。

4. 資材搬出入・設置等

(1) 搬出入門及び園路の通行の制限

① 搬出入門及びスタッフ入退園門

- ・原則管理門とする。ただし、管理門からの入門が困難な大型車両等に限り正門からの入門を認める。
- ・搬出入日時には門に警備員等を配置し、車両及び関係者の入退園を管理すること。
- ・搬出入車両には車両証を、スタッフにはスタッフ証をイベント等主催者側で準備すること。

② 車両制限

- ・原則中型トラック（4 t 車）、高さ 3.5 m までとする。ただし、管理区域（管理門及び管理事務所北側）及び正門・正門横スペースについては大型車（10 t）の乗り入れは可能である。

③ 園路通行

- ・園内での車両通行は、休園日や開園前などを基本として計画的に行い、ハザードランプ点滅の上、最徐行（時速 10 km 以下）を厳守すること。
- ・芝生や樹木の根に損傷を与えるため、車両は園路から出ないこと。特に降雨後など、地面が湿って柔らかい場合は注意すること。
- ・車高に注意し、樹木の枝等を損傷させないこと。なお、損傷の可能性がある場合は事前に相談し、枝を損傷させた場合等は速やかに報告すること。
- ・大型車両（10 t）が地中埋設物部分及び天然石舗装部分を通行する場合は、コンパネ、プラ敷等で養生すること。
- ・マンホールや排水枘、縁石上での車両の切り返しを行わない等、施設を損傷させない様に注意すること。
- ・植生や施設を損傷させた場合、補償作業又は工事の実費負担を求める場合がある。

(2) 芝生等の使用制限

- ・重量物を園路外（特に芝生上）で引きずらないこと。
- ・園路外で積み下ろしせざるを得ない場合は、コンパネ等の敷設により芝生等を保護すること。
- ・発電機など発熱する設備、シート等平面を覆うモノを芝生に直置きしないこと。また、極力芝生や桜の根の近くへの設置は避け、やむを得ない場合は台に乗せる等すること。
- ・小さな杭などを含めて設置したモノ・数量を把握し、芝生への影響の可能性があるものは管理事務所に事前に確認をすること。
- ・エンジン付きの発熱する工具・機器などを地面に直置きしないこと。

- ・箱やシートなどの設置物が日光により高熱を帯びていないか注意すること。
- ・遊具のまわりや机の下、受付やレジなど、踏圧がかかる場所の芝生の状態を定期的に把握すること。
- ・芝生上に 3 日以上継続的に設置する工作物等があれば 1 日ごとに場所を変えるなど大きな損傷となる前に適切に対処すること
- ・損傷があった場合の原因特定のため、運営時の芝生の状況を適宜、位置が特定できるように写真等で記録すること。

(3) 工作物等設置

- ・安全確保のため、設置作業エリアを柵で囲うなど明確に区分し、関係者以外の進入ができない措置をとること。また、開園時間中は、進入規制に併せて利用者誘導も担う警備員等を配置すること。
- ・バリアフリー機能確保のため、舗装園路上への設置は原則認めない。管理事務所の承諾の下やむを得ず設置する場合は、誤って設置箇所を通行することのないよう、付近を含めた通行止め等の措置をとること。
- ・地面上に配線等を敷設する場合は、養生等により通行に支障のない措置をとること。
- ・やむをえず舗装園路上に配線等を敷設する場合は、養生の上を車両が通行しても支障のない措置をとること。
- ・サクラ類の根は浅く影響を受けやすいため、重量物の設置をさけること。
- ・設置した工作物の設置状況を工作物が特定できるように写真で記録するなど、使用前の状況を把握すること。

5. 運営時（運営日含む）

(1) 音量

- ・音量は近隣住民の日常生活に影響のないよう調整し、リハーサル等により管理事務所の確認を受けること。

(2) 照明等

- ・照明等の光源使用や周辺に光が反射する資機材を使用する場合は、近隣住民、公園利用者に影響のないよう調整し、リハーサル等により管理事務所の確認を受けること。

(3) 参加者対応

① 入園及び誘導

- ・入園門案内、受付、会場までの誘導について、適切に人員配置等を行うこと。
- ・退園についても誘導について、適切に人員配置等を行うこと。

② 利用エリアの制限

- ・参加者の利用エリアについては、柵で囲うなど明確に区分し、警備員を配置するなどして管理すること。

③ 急病対応、感染症対策、熱中症対策

- ・イベント等の主催者が適切に実施すること。

・熱中症対策により参加者等に飲料水等を配布又は使用する場合は、ペットボトル容器以外の再生可能な容器を使用した製品を使用すること。やむを得ずペットボトル容器を使用した製品を配布又は使用する場合は、100%リサイクル PET 容器を使用した製品とすること。

(4) 出演者対応

・管理事務所は、出演者に対する便宜供与は原則行わない。

6. 撤去作業時

- ・原状復帰をすること。
- ・撤去前に芝生の状況を確認し、必要に応じて位置が特定できるように写真で記録すること。
- ・イベントで発生したゴミは主催者が持ち帰り適切に処分すること。
- ・ゴミの発生する催しの場合は、スーパーをかける等クリーニングすること。・設置物や杭・ボルトなどの部品の回収洩れが無い様使用数量と合っているか確認すること。
- ・撤去後の状況については管理事務所の確認を受け、問題がある場合は指示に従うこと。

(4) 損害の賠償

使用者が故意又は過失により、環境省施設を損傷したときは、損害について原則として原因者に賠償を求めることになります。

- ・芝生の損傷具合に応じて、張り芝、施肥（肥料の購入）等を行うこと。
- ・樹木の損傷具合に応じて、切り戻し剪定及び癒合材の塗布、伐採及び植生、施肥等を行うこと。
- ・杭やボルトなどの金属片などの回収漏れなど事業実施者の瑕疵により、芝刈り機等が破損した場合は、弁償すること。
- ・園路、縁石、排水側溝柵、マンホール等を破損した場合、復旧させること。

※芝生のクリーニング、芝生や樹木の損傷への対応については、新宿御苑の維持管理業務受託者への発注も検討可能ですので、適宜ご相談願います。

7. その他

- ・当日天候等により急遽イベント等が中止になった場合は、参加者対応のため人員配置する等適切に対応すること。
- ・管理事務所との調整にあたるイベント等主催者側の窓口担当者は一本化すること。
- ・準備から開催当日、撤去日まで、園内（バックヤードを除く）への継続した車両駐車は、作業車両を作業エリア内に駐車する以外は認めない。
- ・ドローンの使用は原則認めない。
- ・園内は閉園時も含めて終日禁煙。喫煙場所については管理事務所の指示に従うこと。